

朝来市立朝来中学校いじめ防止基本方針

朝来市立朝来中学校

1 学校の方針

校訓「自主・創造・健康」を具現化し、「郷土を愛し、自ら学ぶ心豊かな生徒の育成」を学校教育目標に、いのちを大切にする生徒、自ら学び考え行動する生徒、規則を守り責任を果たす生徒、思いやりの心を持ち助け合う生徒、たくましい体と心を育てる生徒を育てることをめざしている。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

本校は、但馬の南に位置し、その大部分を山林が占め、中央を南から北へ円山川が貫流する自然豊かな地域にある。生徒は純朴で明るく、朝読書、無言清掃、黙想等、静に始まり静で終わる落ち着いた学校生活が営めており、学習や部活動、ボランティア活動等に意欲的に取り組んでいる。さらに、地域の学校教育への期待も大きく、本校生徒の健全育成を地域ぐるみで支援していただいている。

本校は、かつてより人権教育に熱心に取り組んでおり、学校教育目標のめざす学校像にも「生徒の命を大事にする安全な学校」を掲げ、命や人権を尊重した学校づくりに努めている。また、近年では豊かな心を育てる道徳教育に熱心に取り組んでおり、市や県の指定を受け、「道徳の時間の授業力向上をめざして」をテーマに生徒の心を耕す道徳の授業研究に取り組んでいる。さらに、地域の方々のご協力のもとにトライヤー・ウィーク等の体験教育やボランティア活動にも熱心に取り組んでいる。

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壤づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織に加え、連携する外部人材及び関係機関を別に定める。

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る「いじめ未然防止プログラム」や外部講師等を活用した校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、朝来市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを發揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、朝来市教育委員会が設置する重大事態調査のための「いじめ防止対策推進委員会」の指導助言を受け、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する